

静岡県労働委員会告示第2号

令和7年6月25日、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定した。

なお、令和6年静岡県労働委員会告示第1号は、廃止する。

令和7年7月4日

静岡県労働委員会会長 宮田 逸江

- 1 地方公営企業の名称
静岡市上下水道局
- 2 組合の名称又は表示
静岡市上下水道局の職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
上下水道局	局長、局次長、部長、参与、課長、水道事務所長、下水道事務所長、担当課長、参事
経営管理部 上下水道総務課	主幹 課長補佐 総務係の係長、副主幹、主査 人材・厚生係の係長、副主幹、主査
上下水道経営企画課	課長補佐 経営戦略係の係長、副主幹、主査
上下水道経理課	課長補佐 経理第1係の係長、副主幹、主査 経理第2係の係長、副主幹、主査